

第1回企画等専門調査会(平成23年11月21日)資料
 「<平成23年度>食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)」抜粋

評価課題／危害要因	危害要因に関する概要等	国内外における評価状況、管理状況等
木酢液等	<p>・林野庁 木材を炭化する際の煙から採取した木酢液や竹酢液(木酢液等)は、その主成分である酢酸のほかに約200種以上の成分を含んでいる。これらの成分の中には、殺菌作用のあるものや、土壌の中の有用な微生物を増殖させる働きをするものが含まれ、特に有機農業の分野で注目されている。</p> <p>木酢液等は、養豚・養鶏場などの畜舎、犬小屋、家庭ごみなどの消臭用、入浴剤として利用されたり、木酢液を蒸留・精製したくん液は、食品添加剤としてハム・ソーセージなどの食品加工にも利用されている。</p>	<p>〈国内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会の評価状況:なし。 ・農林水産省:木酢液の成分である多環芳香族炭化水素については、優先的にリスク管理を行う有害化学物質としてリストに掲載。 ・林野庁:有機農業(有機JAS)の土壌改良資材として使用できるが、農薬取締法における特定防除資材の指定に向けて、安全性などに関する試験データの収集が進められている。また、関係団体は、品質や成分のばらつきのない安全な木酢液等を提供できるよう認証協議会を設置し、規格の統一と認証システムの運用を図るための準備を進めているところ。 ・現在、特定農薬の指定に向け、林野庁及び関係団体が中心となって規格の統一等についての検討が行われていること、また、農薬取締法に基づく特定農薬にかかる合同会合において、安全性に関する情報収集が行われており、合同会合により承認された段階で食品安全基本法に基づく評価要請が来るものである。 <p>〈海外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬としての利用や食品に関連する公的機関による情報は見当たらない。